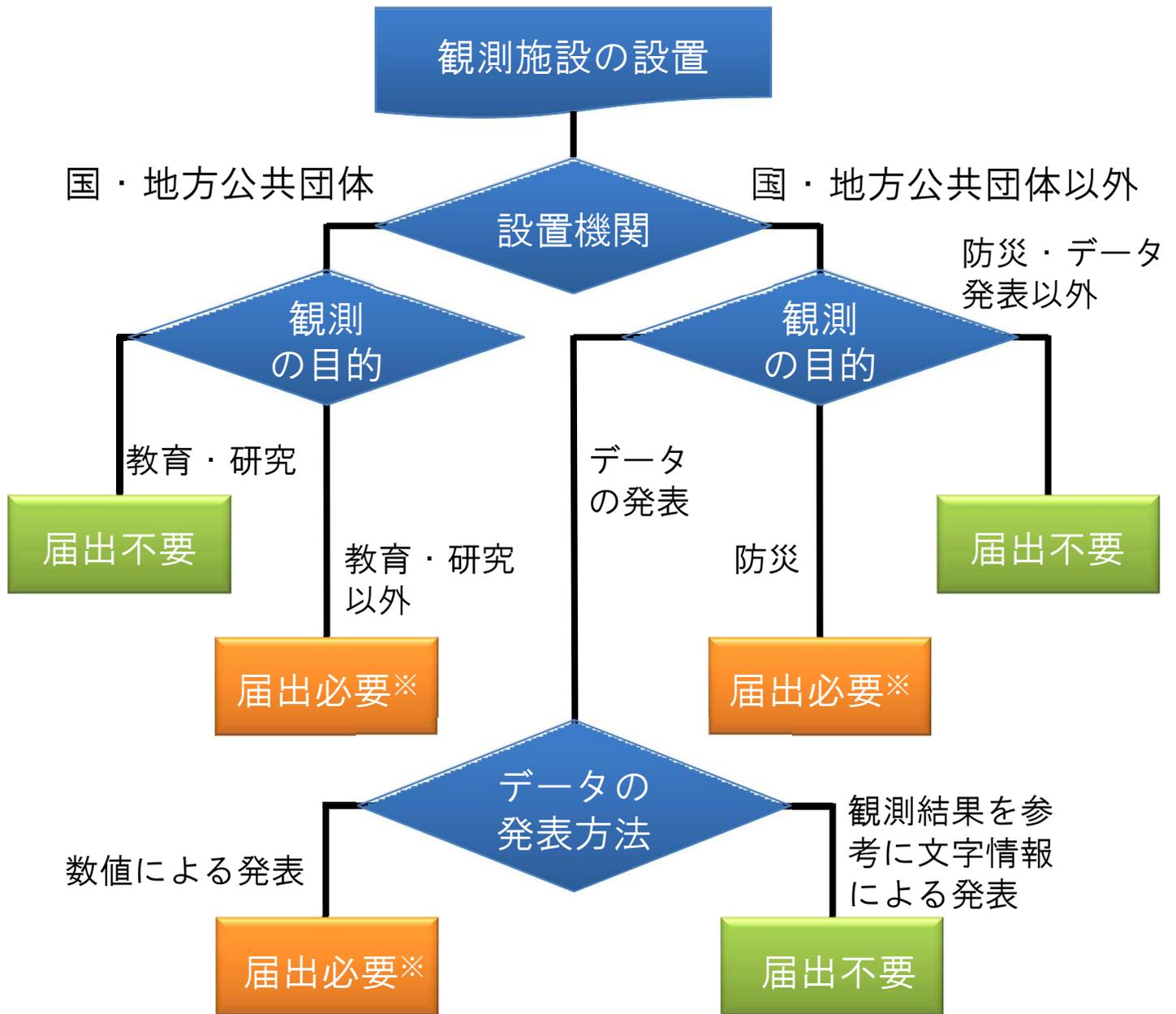


届出要否の判断フロー



※届出が不要となるもの

(気象業務法第六条第一項第三号、気象業務法施行規則第一条の四)

- 1 畝の間又は苗木の間、建物又は坑道の内部等特殊な環境によって変化した気象のみを対象とする観測
- 2 届出対象の観測種目以外を観測する場合
(気圧、気温、相対湿度、風向、風速、降水量、積雪深、視程、日照時間、日射量、気象庁長官が指定したレーダーによる降水粒子の分布及び状態 以外)
- 3 臨時に行う観測 (1ヶ月未満)
- 4 船舶又は航空機による観測

判断出来ない場合は、最寄りの气象台へお問い合わせ下さい。